

男女が共に充実した職業生活等を送ることができる社会環境の
整備を求める意見書

平成27年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画では、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」、「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」等を目指すべき社会とし、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしている。

一方で、平成29年11月に世界経済フォーラムが各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数を発表したが、平成29年の日本の順位は、144か国中114位で、前年の111位から後退した。

こうした中、本年8月に学校法人東京医科大学が入学試験の採点において、受験者が女性であることを理由として、一律に減点を行っていたことが明らかになった。医師は、昼夜を問わず患者の対応を求められる職務の特殊性から、他職種と比較しても抜きん出た長時間労働の実態がかねてより問題視されている。そのため、出産し子育てをしながら勤務を継続するには過酷な状況であるが、労働環境の改善を図らず、女性であることを理由として、入学試験の段階で不利益な取扱いを受けることがあってはならない。

出産に起因する休業は一時的なものであり、出産後、職務に復帰できる環境が当然に整備されている必要がある。また、子育てについては、固定的な性別役割分担意識がある中、女性の負担が大きいことから、女性の労働における機会損失や不利益な取扱いにつながっている。

このような事態は、医療分野に限ったものではなく、今なお社会全体の様々な分野の職域において発生していることに鑑みると、働く女性をめぐる社会全体の問題として捉える必要がある。

よって、国会及び政府においては、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活や家庭生活を送ることができる社会の実現に向け、必要な環境整備と意識改革のための実効性のある施策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）12月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

（提出者）自由民主党、民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び札幌党中山真一議員